

## フォント管理ソフトウェア「Font Concierge」使用許諾契約書

スキルインフォメーションズ株式会社(以下、「当社」といいます)は、当社が提供するフォント管理ソフトウェア「Font Concierge (フォントコンシェルジュ)」(以下、「本ソフトウェア」といいます)のご使用に際しまして、この「フォント管理ソフトウェア Font Concierge 使用許諾契約書」(以下、「本契約」といいます)の下記条項全てに同意頂ける方のみ使用を許諾致します。

### 第1条(定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

1. 「本フォント」

本ソフトウェアによって使用出来る当社製品のフォント及び当社が許諾を受けているフォントをいいます。

2. 「本システム」

本ソフトウェアを使用して本フォントを使用する事が出来るシステムの総称をいいます。

3. 「シリアルキー」

本ソフトウェアを使用するに当たり当社から個別に発行する符号等をいいます。

4. 「本サイト」

本ソフトウェアを使用するにあたり会員登録が必要となる当社の EC サイト (<https://www.font.jpn.com>)をいいます。

### 第2条(使用権の許諾)

当社は、本契約記載の条件に従い、本ソフトウェアに関し、次に掲げる非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対し許諾します。

1. 本ソフトウェアを購入ライセンス以内の台数のコンピュータにインストールして使用する権利。但し、本ソフトウェアのインストールの前に本サイトから会員登録を行い、個別のシリアルキーの配布を受けた方に限ります。

### 第3条(禁止事項)

1. 本ソフトウェアを複製する行為。
2. 本ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡、貸与または使用を許諾する行為。
3. 本ソフトウェアのコンピュータプログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行う行為。
4. 本ソフトウェアをレンタルその他の賃貸業その他の商業行為に類似する行為に使用する行為。
5. 本ソフトウェアをネットワーク経由で利用させる行為、または本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積する行為。
6. 本ソフトウェアをネットワークサーバー上にインストールし、本ソフトウェアの機能を利用した処理

またはサービスをネットワーク経由で提供する行為。

7. 当社がお客様に提供するシリアルキーその他の識別情報を第三者に開示しまたは提供する行為。
8. 本システム、本ソフトウェア、本フォントに表示されている著作権その他権利者の表示を削除し、または変更する行為。

#### 第4条(権利の帰属)

本システム、本ソフトウェア、本フォントの著作権その他の知的財産権は、当社または当社に対する許諾者に帰属するものとし、お客様には一切帰属しないものとします。

#### 第5条(保証)

当社は、本サイトからお客様が会員登録を完了した場合に限り、本ソフトウェアについて、次の各号に掲げる保証を行うものとします。

1. 本ソフトウェアやマニュアルに物理的な欠陥、乱丁または落丁があった場合における良品との交換。
2. 本ソフトウェアに重大な瑕疵があった場合において修補プログラムの提供若しくは解決方法の案内。

#### 第6条(免責)

当社は、本ソフトウェアの使用に起因してお客様が被る損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。

1. 請求原因の如何を問わず、当社が負う責任は、お客様が実際に支払った本ソフトウェアの対価を上限とします。
2. 本ソフトウェアの機能またはサービス等のうち、別途使用規定等を定めて提供されるものについては、本契約のほか当該規定等に従うものとします。
3. アクティベーションを行うための通信設備等の設置及び維持管理並びに通信費用等の一切の費用はお客様の負担とし、通信不良等によりアクティベーションが出来ないまたは当社がアクティベーションが完了していることの確認が取れない場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条(サポートサービス)

当社は、お客様が会員登録を完了し、かつ第1条に定める使用許諾期限内に限り、次の各号に掲げるサービス(以下「サポートサービス」いいます)を当社が定める方法により提供するものとします。

1. 当社製品の優待販売等の情報提供。
2. 本ソフトウェアの操作説明。但し、操作に関する問い合わせは、電子メールまたは当社の営業時間内での電話での問い合わせに限ります。
3. 本ソフトウェアのアップデートまたは最新バージョンの提供。

#### 第8条(契約延長)

お客様は、当社が別途定める方法にて契約延長手続きを行うことにより、継続して本ソフトウェアを使用

することが出来るものとします。

#### 第9条(契約解除と終了)

1. お客様が本契約に違反した場合、当社は予告なく本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、お客様は直ちに本ソフトウェア及び本フォントの使用を停止するものとします。
2. 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず既に支払い済みの本ソフトウェア及び本フォントの利用料は返金しないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間中に本契約を解除する場合、残余の契約期間の利用料に相当する料金を返金するものとします。
3. 前条の定めにかかわらず、当社は本ソフトウェアの更新を終了し、本契約の契約延長を行わないことが出来るものとします。本契約の契約延長を行わないことに関し、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 前2項に定める本契約の解除、本ソフトウェアの更新の終了及び契約延長の終了に関し、当社し当該各号の規定以外の責任を負わないものとします。

#### 第10条(契約の追加及び変更)

本契約は、法規の変更、または当社の事情によって当社が変更することがあり、お客様はそれに同意するものとします。変更については、本サイトに表示します。お客様が本契約変更後に本ソフトウェアを使用した場合、お客様は変更された本契約に同意したものとします。

#### 第11条(合意管轄)

本契約及び個別契約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2019年7月1日現在)

大阪市東淀川区東中島 1-17-26  
スキルインフォメーションズ株式会社

